

資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度決算により算出した資金不足比率について、下記のとおり公表します。

記

特別会計の名称	資金不足比率（％）	経営健全化基準
長幌上水道企業団水道事業会計	—	20.0％